

群馬県観光振興計画（原案）の概要

I 策定の趣旨・目的

群馬よいところ観光振興条例第17条に基づき、本県観光振興に関する総合的かつ計画的な推進を図るために策定する。

II 計画期間

令和3年4月～令和6年3月（3カ年）

III 計画の構成

1 本県観光の現状及び課題

本県の強み・弱みとその変化の兆しや、ニューノーマル転換、デジタル化などの視点から現状と課題を分析する。

2 課題解決のための対策と方向性

課題解決のための対策として「ウィズコロナ時代のニーズに即した施策の実施」・「DXの活用」、対策を実行するにあたっての方向性として「量から質、さらに付加価値」への転換」・「複数ターゲット層の設定・切替」を設定

3 基本方針及び基本計画

○基本方針Ⅰ ニューノーマルに対応した観光地づくり

- （基本計画）・県域DMOの見直しと機能強化
- ・データマーケティング体制の確立
 - ・「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくり推進
 - ・受入環境整備

○基本方針Ⅱ 新しい価値や魅力を創造・発信

- （基本計画）・デジタルを軸とした取組の拡充
- ・移住・交流・関係人口の増加に向けた取組の推進
 - ・需要を喚起するプロモーション
 - ・県産品販路の更なる拡大

○基本方針Ⅲ ウィズコロナ時代の「変化」に柔軟に対応

- （基本計画）・反転攻勢のためのインバウンド対策
- ・マイクロツーリズムの推進
 - ・ワーケーションの推進
 - ・長期滞在化・高付加価値化の推進

4 基本目標

観光消費額、宿泊者数 等

5 資料編